

神戸市重度心身障害者タクシー利用券助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度心身障害者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

2 神戸市重度心身障害者タクシー利用券助成事業の実施については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害、下肢障害、体幹障害、移動機能障害又は内部障害を有し、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級相当に該当する者、療育手帳の交付を受けた者で、その障害程度が昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級に該当する者

(3) 神戸市福祉乗車証交付要綱に基づく福祉乗車証、神戸市敬老優待乗車証交付要綱に基づく敬老優待乗車証及び神戸市自動車燃料費助成事業実施要綱に基づく自動車燃料費助成のいずれの交付も受けていない者。また、不正使用等により福祉乗車証、敬老優待乗車証及び自動車燃料費助成のいずれについても交付停止措置等を受けていない者。

(助成の申請)

第3条 この要綱により助成を受けようとする者は、重度心身障害者タクシー利用券助成交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、本市の会計年度(4月1日から翌年3月31日)ごとに提出しなければならない。

3 申請書を提出した翌年度以降においても助成を継続して受けようとする場合、翌年度以降の申請書の作成を不要とし、既に提出された申請書(第15条第1項に規定する変更届が提出された場合はその変更届も含む)をもって、当該年度の受付開始日に申請書が提出されたものとするができる。

(交付決定及び利用券の交付)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、重度心身障害者タクシー利用券（以下「利用券」という）及び交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 交付する利用券の枚数は、下記のとおりとし、第3条に定める申請が行われた月に応じて次のとおりとする。ただし、受付開始日から3月末までに翌年度分の申請があった場合は72枚とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
72枚	66枚	60枚	54枚	48枚	42枚
10月	11月	12月	1月	2月	3月
36枚	30枚	24枚	18枚	12枚	6枚

3 災害その他やむを得ない場合は、前項の規定に関わらず、市長の認める枚数を交付することができる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、利用券1枚につき500円とする。

(利用券の有効期間)

第6条 利用券の有効期間は、交付決定を受けた日の属する年度の末日までとする。

(利用できるタクシー)

第7条 利用券を使用することができるタクシーは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、兵庫県内の地域を事業区域とする次の事業者のタクシーとする。

- (1) 一般社団法人兵庫県タクシー協会に加盟している事業者
- (2) 本要綱の趣旨に賛同し、第17条の指定通知を受けて本市と契約した事業協同組合等に加盟している事業者
- (3) その他、本要綱の趣旨に賛同し第17条の指定通知を受けて本市と契約した事業者

(利用方法)

第8条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という）は、1乗車につき1枚の利用券をタクシーの乗務員に提出し、乗車料金から助成額を差引いた額を支払うものとする。ただし、乗車料金が1,000円以上1,500円未満の場合は2枚まで、1,500円以上の場合は3枚まで利用可能とする。

(助成金の受領及び請求の委任)

第9条 利用者は、助成金の受領及び請求について、乗車したタクシーの事業者に委任するものとする。

(利用実績の報告及び額の確定)

第10条 利用者から利用券を受け取ったタクシー事業者は、1か月分の利用券をとりまとめ、原則翌月10日までに、実績報告書及び請求書により市長に報告及び助成金の請求を

する。

2 市長は、前項の書類を受け取ったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 市長は、前条第 2 項の規定により助成金額を確定したときは、速やかにタクシー事業者に助成金を交付する。

(利用券再交付)

第 12 条 利用券は、原則として再交付することができない。利用券を汚損した場合に限り、汚損した利用券と新しい利用券を交換することができるものとする。

(譲渡、貸与の禁止)

第 13 条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手帳の携行)

第 14 条 利用券を使用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携行し、乗車時に必ず提示しなければならない。

(変更又は喪失)

第 15 条 利用者は、氏名又は住所等変更があるときは、重度心身障害者タクシー利用券助成変更届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、利用者又はその代理人は、重度心身障害者タクシー利用券助成受給資格喪失届(様式第 4 号)を添えて、速やかに利用券を市長に返還しなければならない。ただし、第 2 号に該当するときは喪失届の提出及び利用券の返還を不要とする。

(1) 利用者が死亡し、又は第 2 条に規定する資格を喪失したとき

(2) 利用券の有効期間が経過したとき

(3) その他利用券が不用になったとき

(利用券の返還)

第 16 条 市長は、利用者が補助金規則第 19 条の各号の一に該当するとき又は不正に使用したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に利用券を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(タクシー利用券取扱事業者の指定)

第 17 条 新たに第 7 条第 2 号または第 3 号の適用を受けようとする事業協同組合及び事業者は、神戸市重度心身障害者タクシー利用券取扱実施協議書(様式第 I 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議書及び添付資料の内容を十分審査して指定するものとする。

3 市長は、前項の指定をしたときは、神戸市重度心身障害者タクシー利用券取扱指定通知書(様式第 II 号)により通知のうえ、契約するものとする。

4 市長は、第 2 項の指定を行わないときは、神戸市重度心身障害者タクシー利用券取扱不

指定通知書（様式第Ⅲ号）により通知するものとする。

（帳簿の整備）

第18条 市長は重度心身障害者タクシー利用券交付簿及び重度心身障害者タクシー利用券受払簿を作成し、利用券の交付状況及び受払状況を管理するものとする。

（その他）

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和58年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年3月27日から施行する。但し、第8条の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。但し、第2条第3項及び第13条第3項の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。ただし、令和4年度に関する手続きについては、従前の様式の使用も可能とする。